

平成27年度第3回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年6月8日（月） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 5階 第2会議室

3 出席者
委 員

片木委員長、高橋副委員長、来海委員、大東委員、本田委員、吉田委員

事務局

平木教育委員会事務局長、菅原総務部長、その他関係職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 議 事]

指定管理者候補者の非公募による選定について

(1) 米子市児童文化センター

事務局から「米子市児童文化センター」の施設の概要及び指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】

（吉田委員）指定の期間を5年から10年にするというのは、資料のどこに記載されているか。

（事務局） 次期指定期間は10年と記載しているが、今期の5年から10年に延長すると記載していないので、先ほど口頭で説明した。

（吉田委員）（5年という指定期間では）長期的・安定的な雇用、専門性やノウハウの蓄積（を
図ることができないこと）に懸念があるとのことだが、具体的にどのようなもので
あるのか。

（事務局） 現在10人の職員がいるが、5年後に指定管理者が変わった場合、プラネタリウ
ムや天体観測などの専門技術やノウハウの継承が困難になると考えている。

（副委員長）資料Bの決算状況の収支がぴったり合っているが、収入の部に財団繰入金という
のがあり、これがないと赤字だったということか。

（事務局） 指定管理料とは別に米子市文化財団が児童図書充実事業費に充当する財源100
万円を用意しており、指定管理料の中で用意した30万円と合わせて児童図書充実
事業費として約130万円を支出した。

しかし、施設管理費や他の事業費などの節減効果が約 8 2 万円あり、結果的に財団繰入金は約 1 8 万円に収まった。

この財団繰入金がなければ赤字だったということである。

(副委員長) (指定の期間を) 5 年から 1 0 年にするという理由と専門性としてどの程度のものが必要なのかがよく分からない。

(事務局) 児童文化センターの利用者として保育園等約 3 年間の幼児と小学校 6 年間の児童を対象としており、各年齢に応じた事業メニューを提供している。

そのためには少なくとも(対象幼児・児童が利用する)約 1 0 年間は責任を持って事業継続する必要があると考え、指定の期間を 1 0 年としている。

(司書以外の職員に) 特別な資格を必要とはしていないが、日々の実務や研修で専門性を身に付けており、5 年で指定管理者が変わるとまた一から(実務や研修)ということになる。

1 0 年がベストかどうか分からないが、専門性を有する職員の安定的な雇用を図ることはできると考える。

(委員長) 資料 B の職員の配置状況を見ると嘱託職員が多いが、これはどのような立場の人を雇用しているのか。

定年退職者の継続雇用などか。

(事務局) 定年退職者の採用による嘱託職員は 1 名であり、その他は比較的若い世代の嘱託職員である。

(委員長) 職員の研修についての記載が見当たらない。

(事務局) (記載していないので) 説明すると、ボランティア講座、こども文化地域コーディネーター育成研修及び人権問題研修などに、1 人当たり年 6 回程度参加している。

(委員長) 資料 C の外部の評価のところには、研修会などへの(職員の)参加が少ないとの記載があるが。

(事務局) これは外部評価委員会からの指摘であるが、(指摘されている)社会教育、家庭教育及びコーディネーター研修会などについては、平成 2 7 年度からは更に積極的に参加していくこととしている。

(2) 米子市文化ホール ほか

事務局から「米子市文化ホール」、「米子市淀江文化センター」及び「米子市公会堂」の施設の概要並びに指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】

(副委員長) 資料 B の決算状況の支出の一番下にある事務局費とはどのようなものか。

(事務局) 3 館(文化ホール、淀江文化センター及び公会堂)以外のものも含めた施設の管

理運営を統括する米子市文化財団の事務局経費として支出している。

(副委員長) 1時間当たりいくらか1人当たりいくらかの計算根拠はあるのか。

(事務局) (3館の対象となる) 人件費や事務経費を積み上げて、各施設の事業規模に応じて配分している。

結果として、支出の5%程度となっている。

(吉田委員) 資料Aでは米子市文化財団は公益財団法人ではなく一般財団法人であるのに、非営利の公益的な団体との表現は適当か。

また、公益目的支出計画とはどのようなものか。

(事務局) (旧財団法人米子市教育文化事業団からの) 財団の移行の際に公益財団法人ではなく一般財団法人を選択したが、あくまでも設立目的は、文化振興及び社会教育推進に資する事業により市民の知識・教養の向上及び児童の健全育成を図り、地域社会の発展に寄与することとしており、非営利の公益的な団体である。

一般財団法人への移行の際に、内部保留財産を公益のために活用していく計画の策定が義務付けられており、この計画を公益目的支出計画という。

計画では、平成25年度時点で約9750万円ある財産を、その後10年間で毎年約970万円ずつ公益事業に支出することとしている。

(委員長) その(公益目的支出計画の) 財源は、来年度以降も(指定管理業務の) 収入の一部として組み込まれるのか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) (公益目的支出計画の財源は) 資料B1の決算の状況ではどの部分に当たるのか。

(事務局) 収入の部の財団繰入金の一部となっている。

(副委員長) いい悪いは別として、資料B1の決算の状況では(支出の部の) 事務局費を900万円支払ったら赤字が出たので(収入の部の) 財団繰入金を680万円もらったということになる。

(事務局) 数字の上ではそのようになっている。

(3) 米子市福市考古資料館 ほか

事務局から「米子市福市考古資料館」及び「米子市埋蔵文化財センター」の施設の概要並びに指定管理者候補者を非公募で選定する理由について説明し、承認された。

【質疑等】

(委員長) 両施設(福市考古資料館及び埋蔵文化財センター)の専門性を担う職員(学芸員)が兼務で1人となっているが、これで(役割を)十分担いきれているのか。

(事務局) 埋蔵文化財センターの中に埋蔵文化財調査室があり、その調査室の職員が専門的な調査・研究を行っているが、兼務であっても蓄積された知識やノウハウを十分に活かして両施設の事業を展開することができる。

(委員長) かなり調査室のスタッフに依存した運営形態になっているが、調査室は両施設(の指定管理)には含まれないのか。

(事務局) 調査室は米子市文化財団の組織の一つであって、公共事業に伴う発掘調査などの請負や遺跡の調査・研究などを行っており、その調査等による収集データが蓄積されている。

調査室は埋蔵文化財センターの施設内に設置されているが、調査室の運営の部分は指定管理業務の対象ではない。

(吉田委員) 館長と学芸員は兼務でそれぞれ1人となっているが、両施設併せた専任の館長と学芸員と考えればよいのか。

(事務局) そのとおり。

両施設は近接しており、調査・研究部門である埋蔵文化財センターで蓄積した資料などを展示部門の一つである福市考古資料館で展示している。

(吉田委員) 館長は非常勤で、学芸員は正規職員か。

(事務局) 館長も学芸員も米子市文化財団の正規職員だが、どちらも両施設に常駐しているわけではなく、両施設の(指定管理業務の)事業実施の際など必要なときだけ従事させており、それぞれ1月分の人件費を支払っている。

(吉田委員) 資料Aには学芸員スタッフも豊富との記載があるが、学芸員は1人ではないのか。

(事務局) 学芸員の(指定管理業務の)仕事の量として1人役ということであって、調査室の4人の学芸員に必要な応じて(指定管理の)業務に従事させている。

(副委員長) 両施設は場所も近く、(埋蔵文化財を)発掘して展示するという一連の業務を行っているのだから、施設を統合することはできないのか。

(事務局) 将来的に、歴史関係の施設の再編の中で検討したい。

[4 その他]

次回の会議は、10月の委員改選後に開催することが確認された。

また、来年度以降の会議の開催時期及び今後の会議資料の内容構成などについて、意見交換が行われた。

[5 閉会]